

平成27年11月11日

於・1002会議室（10階）

第1024回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局関係）	
(1) 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正 する省令案について （諮問第30号）	1
(2) 電波法施行規則の一部を改正する省令案について （諮問第31号）	1 2
3. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
(1) 日本放送協会の公益財団法人放送番組センターに対する出捐の認 可について （諮問第32号）	1 9
4. 付議されている異議申立てに関する審議	2 6
5. 閉 会	3 3

開 会

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

総合通信基盤局の職員に入室するように連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項 (総合通信基盤局関係)

(1) 無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案について(諮問第30号)

○前田会長 それでは、審議を開始いたします。

最初に、諮問第30号、無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案につきまして、田原電波政策課長から説明をお願いいたします。

○田原電波政策課長 諮問第30号説明資料でご説明をさせていただきたいと思っております。

本件でございますが、特定実験試験局で使用可能な周波数を拡大するために、無線局の開設の根本的基準の一部を改正するものとなります。

具体的な内容でございますが、2ページ目以降のパワーポイントの資料をベースにご説明をさせていただきます。

まず、特定実験試験局という制度についてでございますけれども、新しい無線機器等の開発に当たって、実験あるいは試験開発のために開設する無線局として実験試験局という制度がございますが、その実験試験局の中で、開設の手続を簡素化しているものでございます。具体的には、平成16年にこの制度を

導入しておりますが、一般的な無線局の場合、下の参考と書いた点線の枠の中になりますけれども、申請から審査がありまして、予備免許、落成検査、免許発給ということで、標準処理期間が最大で6カ月ぐらいという形で制定をされています。これは、審査等のところでそれなりの干渉がないか等のチェックをするのに時間がかかるものでございます。

一方で、特定実験試験局の免許手続の流れでございますけれども、上段のほうになります。申請から簡易な審査を経て免許を発給するというので、審査を簡略化する分、申請の受理から発給までが1、2週間できるというものになっています。

なぜ簡素化されているかということでございますけれども、具体的にこの特定実験試験局が対象としている周波数ですとか、地域というのはあらかじめ告示をする形になっています。

その告示をする周波数等でございますけれども、右側の真ん中あたりに帯のようなものがございまして、基本的に特定実験試験局の対象としている周波数は、ほかに既存の無線局がないところの周波数を指定しています。それを例えば、現在でいいますと、私どものある地方局の管区ごと、要は、東北でしたら東北地方では、これでいうと青い部分ですけれども、無線局が使っていないところについてはあらかじめ告示しておいて、その周波数で一定の出力以下等のものについては、干渉の可能性が低いということで、その辺の干渉検討等を簡素化するということで審査が簡単になっているものでございます。この告示を毎年1回、通常は7月に見直しているわけでございますけれども、そういった特定実験試験局の対象としている周波数ですとか地域の運用を、少し柔軟にしていけないかということで、今般の改正をさせていただくものでございます。

次のページをご覧くださいいただければと思います。こちらは一番上に、特定の地域

で既設の無線局が存在する周波数であっても、迅速に実験試験局を開設して、実証試験等を実施したいというニーズが発生と書いてございます。具体的に申し上げますと、最近ですとI o T関係の機器ですとか、ドローンの関係の機器をいろいろ使って実験をしたい、あるいは無線を使った機器を開発したいというときに実験試験局を開設するわけでございます。こちら、大体のケースがW i - F i、要は無線L A Nと同じ周波数2.4 G H z帯であったり、5 G H z帯を使うケースがほとんどでございますけれども、特定の地域でそういう実験をしたいというようなニーズがございます。

特に、国家戦略特区の関係で、地方都市で場所を指定して、そこで例えばドローンの実験を柔軟にやりたいというようなニーズがいろいろ寄せられているところでございます。従来の特定実験試験局制度ですと、例えば何々市何々地区みたいな、そこまで細かく規定はしていないということと、年に1回の見直ししかありませんので、あまり柔軟でないということだったので、その辺は、例えば何々市何々地区というような単位でも指定できるようにしましょうと。あるいは、見直しの期間も、そういう特区なりの要望があるのであれば、年1回と限らずに見直しをかけていきたいと思いますということで、制度を見直そうというものです。

また、周波数についても、従来ですと、何も使っていない周波数しか指定していませんので、当然W i - F iがある、無線L A Nがあるところは指定していない形になっていますが、例えばW i - F iのようなものであれば、出力があまり大きくないということと、場所を区切って、特定の地域の中であれば、例えばここではこういう実験をしていますよというのを事前に周知することによって、大きな問題がなく、実験試験局とW i - F iがある程度共存できるのではないかという環境のもとでは、開設する方が、こういった地域でこういう実験をしているので干渉が発生する可能性がありますとか事前に周知していた

だとか、あるいは干渉が起きる恐れがあるものについては、事前に調整をしておいていただくことが必要になろうということでございます。

そういったものを前提として、特定実験試験局という制度をうまく運用して、ドローンの実験ですとか、I o Tの実験を柔軟にできるようにしていこうということを制度面からサポートするということです。先ほど、運用はそういった柔軟にしていこうというのに当たって、この開設の根本基準というもので、従来はほかの無線局が使っていない周波数を指定しておりましたので、根本基準のところの規定で、ほかにいるのは同じ特定実験試験局しかいないという前提での基準になっておりますので、ほかの実験試験局、あるいは実用局がいるという前提で、一定の調整をしたものについては認めますよという形で、根本基準を見直す必要があるということで、今回の改正案を進めているところでございます。

具体的には、その1点目としては、特定実験試験局を開設する際に、これまでは既存の特定実験試験局と運用に関する調整を図る必要があったということでございますけれども、その対象を、今申し上げましたとおり、特定実験試験局に限らず、既設の無線局に拡大するものでございます。

次に、同じく、根本基準の第6条第2項というところになりますけれども、運用調整のみではなくて、先ほど申し上げましたとおり、既設の無線局の運用を阻害するような混信を防止する措置が何らかとられていれば、先ほど申し上げた周知とか、何かあったときの連絡先の明示とか、そういったことをしっかりと、例えば特区のようなものであれば自治体が主導してしっかりやっているとか、そういった地域であるのであれば問題ないのではないかと。そういったものも判断の要件として加えるということで、開設の要件の追加、2点目を行うものでございます。

さらに今度、運用の観点ですが、開設後、運用したときに、混信防止のため

の措置を図るとというのが運用規則にございますけれども、こちらで、従来は相手が特定実験試験局のみとしておりましたが、こちらについても運用規則の中で、既存の、ほかの実験試験局ですとかに対して拡大するような規定の見直しを運用規則でも行いますというものでございます。

改正点としては、この3点が基本になりますが、こちらにつきまして、10月上旬から11月上旬までパブコメの手続を行っておりますが、賛成意見が1件出されたのみでございました。本件につきましては、この改正によって、そういったIoT関係の実験等が迅速にできることになるということでございますので、本日ご審議いただきましてご答申いただきました場合には、速やかに公布、施行の手続を進めていきたいと考えております。

ご説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

お願いします。

○吉田代理 大変結構な改正ではないかと思えます。2点ほどお尋ねしたいのですけれども、1つ目は、具体的な対象となる周波数として、先ほどWi-Fiなど、いわゆるISMバンドの例を挙げられたのですが、今回のこの改正はISMバンドだけじゃなくて、もっと広く考えてよろしいのでしょうかというのが1点目です。

それから2点目ですが、今回のこの改正によりますと、既設の無線局との運用調整とか、混信発生を防止するための措置がとられていることを前提に認めようということですが、そのときに、当事者同士が事前調整をされるのかなと思えますが、どういう調整をすればいいのかとか、どのレベルで担当者同士が混信発生の防止措置も含めて手続をすれば認めていただけるのか、そのあたりの具体的な手順というのは、別途何か指定があるのでしょうか。また、

手続きに必要な時間はこれまでの特定実験試験局ですと、1、2週間という期間とこの資料に説明されておりましたけれども、今回の場合もほぼ同じ期間でできるようにということでしょうか。すみませんが、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

○田原電波政策課長 まず1点目の、対象とする周波数帯でございますけれども、例示としてISMバンドを使っているようなWi-Fiを上げさせていただきましたが、改正自身はそこに限っておりません。ただ、実際問題として、例えば対象周波数を携帯電話の周波数ですとか、安全業務で使っているような周波数帯、あるいは、たくさん無線局、実用局がいるようなところは、2点目におきまして、事前の調整とかが、まずもって成り立たない可能性が高いので、特殊な環境であればあり得るかもしれませんが、基本的にはなかなか現実ではないだろうということでございますので、どちらかという、他の既存局がいるけれども、それほどの運用調整がかからない、でもいけそうなところという指定が多くなるのではないかと思います。基本的にはどこの周波数を指定するかは事前に告示で指定していきますので、それを告示する際に、事前にニーズ等を踏まえて、実際にどういった無線局がいるのか等、私どもで検討して、ここはできる、できないという、ある程度判断をした上で告示に入れるか入れないかを判断していくことになろうかと思います。

基本はその後、ほかの無線局等の調整が出るわけでございますけれども、こちらについては基本のところは、どのような局がその地域にいるかまでは私どもの公開ベース、無線局情報のデータベースシステムで見ることができますが、細かいところが非公表になっている部分もございますので、その辺はニーズがあれば私どもでも調整をしながら対応していく形になろうかと思います。これも、現実的には特定の、例えばどこかの特区のようなイメージで、この地域でというのがあったら、そこにはどのような局がいるのかというのはあらかじめ

整理をしておいて、その地域でニーズが上がってきたら、こういう人たちがいますよというのがすぐ分かるようにしておく運用ではないかというように思っております。その手続を速やかにできるようにした上で、受理から処理までは従来と同じ期間で行うということで、制度の運用を考えているところでございます。

○吉田代理 ありがとうございます。そうしましたら、新たに、この枠組みを使って特定実験試験局を申請したいときは、まず総務省さんにお尋ねすれば、すぐご協力いただけて、かなり迅速に、これまでと同じような期間で免許をいただけるように計らっていただけるということですね。

○田原電波政策課長 はい。

○吉田代理 どうもありがとうございました。

○前田会長 私からよろしいでしょうか。趣旨は非常に結構な話だと思います。まさしく根本的基準云々と言っている、ものの考え方としては相当ドラスティックな変化と考えられるものなのではないかと思います。したがって、どういうふうに運用するかによって、従来秩序が保たれていた状態が保たれなくなる可能性もかなりはらんでいるのかなと思いますので、そういう意味で、運用をしっかりとやっていかざるを得ないと思います。

幾つか細かい質問をさせていただくと、1つは、特定の地域と先ほどおっしゃったけれども、非常に狭い範囲とおっしゃっていたので、これはニーズが発生して、総合通信局なら総合通信局のほうに相談があつて、その結果として必要性が相当認められる、その他のことを考えて大丈夫そうだということになれば、それを告示で新たに書くということですね。それが1点目。

それから、もう1つは、先ほど携帯等々については考えられないということをおっしゃっていたので、周波数帯によって、これはオーケーか、そうでないかというのは、かなり選別される必要があるのではないかと思います。それ

がきちっと行われると推察いたします。そうすると、既設の無線局側の人から見ると、最初に調整をしろとなっていてはいますけれども、まだ免許云々というか、オーケーをとられていない人が、例えばW i - F iを発信する人のところに「やりたいのだけれども」って来るわけですね。そうすると、従来だと調整はある意味では相互に明確な、ある程度の資格がある免許人同士が多分調整するのではないかと思いますけれども、それがそうではない状態が発生することになるので、その辺についてどういうふうに考えているのかなということが2点目。

3点目は、結果として事前に総合通信局に行っているいろいろ相談をしないといけないということになると、免許を与えるスピードはすごく早くなるけれども、実態として、ものを考えてから本当に実行できるまでは、あまり変わらないことになってしまうのではないかという危惧もあるのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○田原電波政策課長 まず、地域等の話でございますけれども、この運用に当たって、私どもとして想定しておりますのが、先ほど申し上げた国家戦略特区の関係で、具体的に、先ほどのドローンのケースですと、秋田県仙北市でそういう実験がしたいと。従来ですと、東北地方で見えていたり、秋田県ぐらいで見ているのですけれども、それをそうじゃなくて、仙北市、もともとこの話があったときに、秋田県仙北市の国有林で飛ばしたいと。国有林だったら、例えばW i - F iといってもほとんど使っていないですよ。そういうことで、ある程度そうやって場所が区切られますと、実験試験局でも結構、例えばそういうW i - F iのバンドでも使っているほかの局はいるのですけれども、移動範囲が全国となっても、仙北市に行きますかと聞くと、大方のケースは行かないという前提で運用していたら、そこはほとんどないと同じですね。そういう整理をあらかじめ私どもでしておくことが、事前調整の時間を短くする。そこを一から普通にやると、今ご指摘あったとおり、そこがかなり長くなって

しまったりするというのがありますので、現実問題、この運用に当たって、最初の告示で場所と周波数を指定するときに、事前調整とかがあまり確保できないようなところはなかなか指定をしづらいのかなと思っております。この運用に当たって、あとは、まだ申請していない人が調整をしてくださいとあるのですが、実験試験局とか特定のものは私どもである程度整理をして、スムーズにつながつけて、両者が意見調整できる形にしていきたいと思っています。あと、仮に実用局がある場合は、相手は認識していただく必要があるのですが、基本的に実験試験局でございますので、実用局には影響を与えないように運用するのが共通ルールでございますので、そこはそういうふうに運用してくださいという形で、要は実用局の情報を踏まえた上で影響がないように、特定実験試験局とか、仮に調整が出る場合はそちらをとる方のほうで運用していただくという形に、免許開設後の話になりますけれども、そういう運用の形にはなりません。ですので、いずれにせよ、一応制度としてはご指摘ありましたとおり、従来、かなり限定的であったものを一般的なものに広げる形になりますが、まず運用としては特区的なものが想定されるということと、あと、これから、今まで特区で話が出ているのが、大体先ほどの2.4GHz帯とか5GHz帯といったところと、あと、今後あると思われるものが、例えばモバイルの、それこそ携帯電話とか、今、4G、5Gという議論がございますけれども、高い周波数を使うシステムですと、そんなに広範囲に電波が飛ぶものではございませんので、地域を限ることによって、また、高い周波数はVHF帯とかUHF帯に比べて稠密に詰まっているということもございませんので、そういったところであれば指定できていく可能性が高まるのではないかとありますので、実際の運用に当たっては、現実的な、簡単な手続が踏めるようになるところで、場所と周波数を整理して告示をしていく形になるのではないかと考えています。

○前田会長 いずれにしても、告示の仕方次第なので、そのところは慎重に、かつ適切に、よろしく願いいたします。

どうぞ、お願いします。

○松崎委員 ずれるかもしれませんが、ドローンの航行については、まだ法的な整備などはないですね。その段階でドローンに周波数を使うことを総務省で許可するのは、混乱を招くリスクがないのでしょうか。先日テレビでまだ日本人が行ったことのないアジアの遺跡に、民間旅行社が撮影に行き、ドローンを飛ばしていました。大事な遺跡に、もしドローンを操作している人が落として遺跡を破損したら、国際問題になるのではないのかと心配しました。今回は仙北市で、自治体が国有林に飛ばすということで、そういうリスクはないのでしょうかが一民間企業が申し出て、人が住んでいる地域に飛ばしたいというニーズがもし出てきた場合は、許可するわけですね。ドローンの操縦の安全性とか、規定とかがまだ整備されていない状態で、民間企業が申請して告示し、1、2週間でオーケーが出れば、日本のどこでも自由に飛ばせるということになるわけですか。

○田原電波政策課長 そうですね。今回の場合は、特定実験試験局なので、場所とかが限られる話になりますけれども、基本的にこれは場所と出力で決まりますので、その範疇であれば、必ず自治体の人ではなくて、企業の人でもそこで飛ばせる形にはなります。ただ、あくまで今回のものは実験試験局という、機器の開発とかのために使うということで、無線局の免許をとって行うことになりますので、どこの誰がこの電波を使ってやったかというのは確認ができます。飛行のルールにつきましては、今般、先の通常国会で航空法が改正されたり、あとは議員立法でこの周辺の飛行禁止が決まったり、いろいろ規定の整備は進みつつありますが、ここはまだ関係省庁で、あとは、それ以上の安全対策、機体の管理ですとか、そういったところをどうするのかというのは引き続きの

課題として議論しているところでございます。

一方で、利用技術の評価というか、高度化は磨いていく必要があるということで、今回、そういった実験とか開発のためとか、そういうところで柔軟に実験的な無線局を開設したいということで、その手続の柔軟化というか、そこに対応するものが今回の改正となっておりますので、実際にドローンを使って本格的にいろいろやろうとしたら、またいろんな規制の部分と併せての議論になろうかと思えます。なお、もう少し一般的に、ドローンだけというわけではないのですけれども、ドローンにも使えるように、私ども、ロボットという範疇で議論していますけれども、ああいったものに広く使えるような電波の割当てとか、周波数の割当て、あるいは出力の制御の緩和ですとか、そういったものについては、別途、今、情報通信審議会で議論しておりまして、こちらにつきましても、まだ年度内ぐらいは情報通信審議会で議論が続きますが、そちらでの議論が終わった段階で、また来年度になろうかと思えますけれども、こちらの審議会にお諮りして、ご審議いただく形になろうかと思えます。

○松崎委員 分かりました。ありがとうございます。

○前田会長 ほかに。よろしいですか。ほかにご質問等がなければ。

特に反対意見はなかったようですので、諮問第30号につきまして、諮問のとおり改正することは適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣宛て提出してください。

(2) 電波法施行規則の一部を改正する省令案について（諮問第31号）

○前田会長 それでは、次に進みます。

諮問第31号、電波法施行規則の一部を改正する省令案につきまして、杉野電波環境課長から説明をお願いいたします。

○杉野電波環境課長 諮問第31号の説明資料に沿ってご説明を申し上げます。

ワイヤレス電力伝送システムの制度整備に当たりまして、電波法施行規則の一部の改正をお諮りするものでございます。家電製品あるいは電気自動車といったものにつきまして、無線技術を使って充電をするということで、ワイヤレス電力伝送システムというものについての導入が要望されている状態でございます。平成24年の12月に報告書がまとまりました「電波有効利用の促進に関する検討会」におきましても、ほかの無線機器との共用であるとか、あるいは人体への安全性といったものについて確保した上で、なるべく簡易な手続で使えるように制度整備をしましょうというようなご提言をいただいております。このご提言を受けまして、情報通信審議会におきまして、技術的条件についての議論をいただきまして、本年の1月には、情報機器、小型の家電機器に対するシステム、それから本年の7月には電気自動車用のシステムについて、それぞれ技術的条件についての一部答申をいただきました。

参考資料を見ていただければと思いますが、2枚目のスライドでございますけれども、主な方式といたしまして、大体4つぐらいございます。そのうちの、一番右側の電波受信方式というのはまだ研究段階でございまして、大きく2つのカテゴリーに分かれております。磁界結合方式、あるいは電界結合方式ということで、コイルを使ったもの、あるいは電極を使ったものというのが、実際に実用可能な技術としてできるということで、この2つ、細かく分けると3つでございますが、3つの方式につきまして、技術的条件についての一部答申

を情報通信審議会からいただいたということでございます。

3枚目、4枚目に、どんな形で使うのか、簡単に絵がついておりますが、電気自動車の場合におきましては、駐車するスペースに1次コイル、送電側を置きまして、電気自動車の側に2次コイル、受電する側のコイルを置くということで、ワイヤレスで充電をいたします。これは大体3kWから7.7kWぐらいの出力が出るものでございます。

それから、4枚目のスライドでございますが、小型の家電機器、あるいはノートPC、タブレットといった情報機器についての非接触給電ということで、トレーのようなものに載せているだけで充電が済むということで、使っていたりするようなものを想定しております。

5枚目のスライドでございますが、実際の使用周波数等でございますけれども、電気自動車につきましては、79kHzから90kHzという比較的低い周波数で使います。それから、家電用につきましては、400kHz帯と6.7MHz帯という2つの周波数帯について、技術的条件をおまとめいただいたということでございます。

本システムでございますが、電波法上の扱いといたしましては、高周波利用設備という区分になっております。説明資料の別紙2をご覧くださいと思いますが、高周波利用設備といいますのは、本来は空間に電波を発射することを目的とするものではないけれども、高周波電流を使用することで漏えいする電波があると、あるいは、雑音が起きて、混信、妨害といったおそれがあるということで、電波法に基づいて許可を必要として利用していただくというものでございます。

ただし、許可を要しない高周波利用設備のカテゴリーといたしまして、出力が50W以下である医療用、あるいは工業用加熱設備等、それから、型式の指定・確認を受けた設備というものについては、個別の許可は要しないという形

で使っていただけるようになっております。

今般は、ワイヤレス電力伝送システムにつきまして、先ほどご紹介した家電用のもの、あるいは電気自動車用のものということで、一般用の電力伝送装置、あるいは電気自動車用の電力伝送装置という2つの形に分けて、高周波利用設備の型式の指定に関する事項を定めるということで、電波法施行規則と、それから関連告示について、条件を満足する場合には、個別の許可を不要として使っていただけるようにするというものでございます。

参考資料の最後のページをご覧くださいと思いますが、具体的には、高周波利用設備の中に、カテゴリーとして許可を要するものの中に、通信設備と通信設備以外の設備というのがございます。この中の一番左側のほうの電波法施行規則第45条と四角囲みのところに書いてありますが、医療用、工業用加熱設備、その下に各種設備というのがございますが、この各種設備の中に今回のワイヤレス電力伝送システムが該当するというので、本来であれば、ここで個別の許可をとっていただくということでございますが、今回の制度を整備するに当たっては、型式の指定ということで、真ん中の欄のところに青い影がついているところがございますが、こちらが新しい制度整備をするということでございます。

具体的な改正省令の内容でございますが、諮問書の別紙1をご覧くださいと思います。電波法施行規則の改正ということで、総務大臣が型式指定の対象としております一般用非接触電力伝送装置、これはワイヤレス電力伝送装置でございますが、それから、電気自動車用の電力伝送装置を追加いたしまして、許可を要する高周波利用設備から除外するというので、型式指定したものについては許可なしで使っていただくようにするというものでございます。条文といたしましては、具体的には、45条の第3号の改正になります。この部分につきましては、電波監理審議会への必要的諮問事項に該当する部分でござい

ます。

それ以外に関連する条文といたしまして、46条、46条の2、46条の3をそれぞれ改正しております。これは型式指定に必要な申請の書面に記載すべき事項に関する規定の追加であるとか、申請に当たって確認すべき技術的条件に関する規定、あるいは型式指定を受けた後に変更する場合の承認を受けなければならない事項に関する規定といったものを追加して、併せて改正するものでございます。

本件の省令の案文につきましては、パブリックコメントを実施いたしております。お手元に提出された意見の一覧表をお付けしております。全部で6件意見の提出がございました。

1番目と2番目につきましては、無人で動く搬送車にワイヤレス電力伝送システムを使いたいと、その上で、搬送車の制御をする通信機能も併せて持たせるという場合について、ワイヤレス電力伝送システムとしての許可だけを得れば、通信機能の部分については許可を不要にしてくれないかというご要望がございました。

こちらにつきましては、それぞれについて、許可を必要という整理を今いたしております。ワイヤレス電力伝送システムにつきましては、電力伝送に当たって、必要最低限な通信機能、例えば充電の相手をちゃんと正しく認識するとか、フル充電になったら自動的に止まるように制御をするといったものについては、電力伝送システムとして一緒に併せて確認をするということができませんが、通信の機能については別の規格がございますので、そちらに満足していただくことが別途必要としてございます。

それから、2番目につきましては、CISPRの規格の22番というのがございますが、これは実はパソコン等の情報機器、あるいはその周辺機器から出る妨害波の許容値でございますが、その該当する許容値に改めてほしいという

ご要望でございました。C I S P Rでは、ワイヤレス電力伝送システムは、I S M機器等のカテゴリーを対象としていますC I S P Rの1 1という規格がございました。情報通信審議会でご議論いただいた際にも、この規格との整合性であるとか、あるいは機器の特性、運用に関しては、ほかの周波数利用との共用ということを含めた形で技術的条件が定まっておりますので、情報通信審議会でご議論いただいた内容で、制度整備をするのが適当ではないかということでお返事をさせていただいております。

それから、自動車用以外の用途に使っても構わないですかというご質問が出ておりますが、使用形態を含めて、許容条件等を確認しておりますので、今回、対象としておりますシステムについては、電気自動車用のものは電気自動車用として使っていただくという形に限定をするということでございます。別途、別の目的でということでご要望がありました場合には、改めて検討をさせていただくという形にしたいと思っております。

それから、その後ろ、3番目でございますが、日本鉄道電気技術協会からのご質問でございますが、実は、技術的条件につきましては、鉄道の線路からの離隔距離の規定がございます。この離隔距離の取扱いについてのご質問でございまして、クラリフィケーションをしていただいたということかと思っております。

4番目でございますが、テレコムエンジニアリングセンターから測定法についてのご質問がございまして、測定系の内部雑音の関係で、10メートルの距離において測定をする場合には、きちんとした正しい測定ができない可能性があるので、あわせて3メートルの距離での測定法を規定してほしいというご指摘でございました。こちらにつきましては、実は、情報通信審議会の答申の中で全く同じ議論をしておりましたので、改めて告示で測定法は定めることとなりますが、その中で10メートルの方法と3メートルの方法、双方を準備するということが手当てしたいと思っております。

それから、5番目でございますが、高周波利用設備の型式指定について、指定の証票を機器に貼っていただくということになっておりますが、その電磁的表示というものを認めていただけないかというご要望でございました。こちらにつきましては、今後検討を行いたいということにしたいと思っております。

以上がパブリックコメントの際のご意見でございます。本日お諮りいたしまして、ご答申いただきました場合には、公布の日から施行という形で進めたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○吉田代理 ちょっとよろしいでしょうか。

○前田会長 どうぞお願いします。

○吉田代理 これも大変結構な案ではないかと思えますけれども、一つ確認させて下さい。すなわち、諮問の概要のところ、先ほど「他の無線機器との共用及び人体への安全性を確保した上で、簡易な手続の導入が提言された」とご説明があったわけですが、他の無線機器との共用、あるいは人体への安全性という点はこれからの導入に当たって、一般の市民の方からは非常に関心が高まる所かなと思えますが、このあたりは具体的には、様々な注意書きのような形で反映されるのでしょうか。具体的にどのような形で反映することを考えられているのか、もし何か例がございましたら、教えていただけますでしょうか。

○杉野電波環境課長 今ご質問いただいた件につきましては、情報通信審議会の中で、技術的条件を検討する際にかなり詳細なご検討をいただきました。無線機器との共用につきましては、周波数帯が低いほうを中心に使っておりますので、例えば先ほどの参考資料の5枚目のスライドを見ていただければと思いますが、電気自動車の例で申し上げますと、例えば標準電波であるとか、ある

いはアマチュア無線、それから、ここには出ておりませんが、鉄道のA T S、安全装置等で近いところの周波数を使っているということで、それらとの間で実際に共用が可能であるかどうか、シミュレーションの計算をした上で、必要なものについては、実機で実際に測定を行って確認をいたしました。

鉄道につきましては、その結果として、実機を使って測定した結果として、約5メートルの距離をとれば問題なく使えるということを確認した上で、離隔距離を定めるということをやったという形になっております。したがって、周波数帯も、共用可能なところを探して、その周波数帯を使うということを選んで、技術的条件に書き込んでいったという段取りで、ほかのものについてもやっております。

それから、人体防護の観点につきましては、電波の安全性に関する防護指針がございますので、その防護指針に対する基準値が満たされているかどうかということについての確認を併せて情報通信審議会の委員会の際に検討していただきまして、実際に防護指針の基準値よりも十分満足しているということを確認していただけるような形で妨害波の許容値、あるいは使用周波数の出力等について、技術的条件をまとめていただいたというところでございます。

○吉田代理 ありがとうございます。

○前田会長 今の安全性の話で、少し例外的な話かもしれませんが、例えばこういう電気自動車で充電している最中に考えられそうなのは、猫がひょこひょこそこに入っていくとか、そういうケースは一体どういうふうに考えているのでしょうか。それは人間に注意しろということで行くのか、あるいはそういうことでも大丈夫なような何らかの手だてを打つのかというのは。

○杉野電波環境課長 電気自動車の、例えば参考資料の3のスライドのところをご覧いただければと思います。1次コイルと2次コイルの間の隙間というのは、やっぱり5センチぐらいあいております。そこに今、先生ご質問のような

状況があるかということもありまして、図のところに無線通信、別途、制御・監視用というのがございますが、ここで例えばセンサーみたいなものをつけて、異物が間に入った瞬間に止めるというような制御をしていると。これのつくり方は、それぞれ自動車メーカーさんで工夫をされているようで、方式というのが1つでいいというわけではどうもないようですが、そういったものを併せてインプリメントすることで、危険がないようにという工夫はされているということでした。

○前田会長　そうですか。ほかにはいかがでしょうか。ありませんか。

それでは、特にご異議がないようですので、諮問第31号につきまして、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行ってはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長　ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続の上、事務局から総務大臣宛て提出してください。

以上で、総合通信基盤局の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項（情報流通行政局関係）

- (1) 日本放送協会の公益財団法人放送番組センターに対する出捐の認可について（諮問第32号）

○前田会長 それでは、審議を再開いたします。諮問第32号、日本放送協会の公益財団法人放送番組センターに対する出捐の認可につきまして、長塩放送政策課長から説明をお願いいたします。

○長塩放送政策課長 それでは、ご説明させていただきます。第32号説明資料に従って、ご説明させていただきます。日本放送協会の公益財団法人放送番組センターに対する出捐の認可についてです。

まず、申請の概要でございますが、日本放送協会から、放送法20条第14項の規定に基づき、同条第2項第9号に定める業務として、放送番組センターに対する出捐の認可申請があったというものでございます。

出捐の対象であります。資料下のページ数、3ページでございます。こちらに概要をまとめてございます。放送番組センターは昭和43年に設立されてございまして、横浜市に所在します。

目的としまして、全国の民間放送、日本放送協会及び放送大学学園が放送した番組を保存して一般に公開すること、放送文化に対する理解を促進する展示、セミナー等の事業を行うことにより、我が国の放送の健全な発達及び文化・芸術の振興に寄与することを目的とするということでございます。

事業といたしまして、放送番組ライブラリー事業といたしまして、放送番組の保存と公開、放送文化に対する理解の促進、これの目的の達成に必要な事業を行うということでございまして、具体的に既に保存されている番組数については、下の※印にありますとおり、テレビ番組で2万1,353本、ラジオ番組で4,517本、CMにつきましては1万175本の合計3万6,045本という形になってございます。

基本財産として、約100億円がございまして、また、設立経緯といたしましては、先ほど申し上げた設立の後、平成3年2月に財団法人放送番組センタ

一が放送法第53条第1項、これは当時でございますが、に規定する指定放送番組センターに指定されたという経緯がございます。また、平成24年には、公益財団法人に移行したということでございます。

1 ページ目に戻っていただきまして、その団体に対して、今般、5,659万5,000円を出捐しようというものでございまして、平成27年度中を予定してございます。

次のページでございますが、審査結果でございます。この出捐に対しまして、本件は、先ほど申し上げたような放送法の規定に基づく業務を行っているということございまして、本件につきましては、放送法第20条第2項第9号に規定する「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」に該当するということが認められますので、申請のとおり認可することとしたいとしてございます。

少し補足させていただきますと、今申し上げました放送番組のライブラリー事業につきましては、放送番組を文化資産として、組織的・継続的に収集・保管し、広く公衆に視聴させるものであり、放送番組の2次利用を通じて、国民の放送番組に対する批評の目が養われ、放送番組の質的向上が図られるなどの効果が期待されるという意味から、放送の健全な発達に資するということに該当するものと考えられます。

出捐額につきましては、平成26年当時は、7,276万5,000円としてございましたが、そこから22%のある程度の幅の減額となっております。これは先ほど申し上げたセンターが公益財団法人に移行したことに伴いまして、事業面、財政面を再検討し、その当時作成した向こう5年間の事業方針に基づいて、こうした出捐額についても併せて見直しを行ったものでございます。

ちなみに、この出捐額につきましては、あらかじめ日本放送協会の本年度の収支予算に計上済みとなっております。

あと、4ページでございますが、今般の出捐に伴いましては、あわせ民放からの出捐も予定されてございます。NHKからは先ほど申し上げた額、民放からは1億510万5,000円の出捐が予定されてございまして、合わせて1億6,170万円の出捐を今回のライブラリー事業に充てるということが予定されてございます。

また、このライブラリーのその他の財源といたしましては、既に設けられております、左下の括弧でございますが、基金の運用益、これを本年度は2億2,380万円充てるという構造、仕組みになってございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○前田会長 どうもありがとうございました。それでは、本件につきまして、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。では、よろしく申し上げます。

○吉田代理 特に異論はないのですけれども、参考までに教えていただきたいと思って、ご質問させていただきます。この放送番組センターですけれども、先ほどのご説明によりますと、テレビ番組が2万本余り、ラジオが4,500本、CMが1万本余りということで、計3万6,000本余りが保存されていると伺いました。この数から判断しますと、毎年放送される番組の中から何か基準があつて、テレビとかラジオ、あるいはCMも含めて、セレクションしながらごく一部が保存されていると思いますが、どういう基準で選ばれて、毎年どれぐらいずつ増えているのでしょうか。参考までにお聞かせください。

○長塩放送政策課長 基準については、あらかじめセンターで定めてございまして、その基準に基づいて、予算規模等も勘案しながら、一定のものを納めている、収集、保存しているということでございます。現在は、毎年数百本のレベルで収集しているということでございます。

○吉田代理 あと、これを一般の人が見たいと思つても、横浜市にある館内における視聴に限る、と書かれているわけですが、今後、こういう貴重な番組等

が本当はネットか何かで見られるとすごくうれしいなと思いますが、これはやはり著作権の問題とか、様々な事情で、今のところは難しいということなのでしょう。

○長塩放送政策課長 はい。著作権の関係はございます。ただ、全国展開ということは番組センターでも考えてございまして、大学での学術利用ですとか、図書館などでの公共施設と連携したサテライトライブラリー事業、こういったものも順次展開しているところでございます。

○吉田代理 ありがとうございます。

○松崎委員 授業のために借りるということはできないのでしょうか。

○長塩放送政策課長 持ち出してということですね。

○松崎委員 このときのこの番組を使いたいので、CD化したのを1カ月間借りみたいな、レンタル的な。持ち出しはできない？

○長塩放送政策課長 持ち出しはやってございません。

○松崎委員 そうなんですか。それは、やってほしいというニーズがあれば考える余地はあるのでしょうか。

○長塩放送政策課長 少しそういうニーズもこの場でございましたことを申し伝えてみたいと思います。ただ、いろいろなこういった文化面もございまして、全国で広く周知するという活動はやってございまして、小中学生を対象とした出前授業と称しておったり、また、体験教室と称しておったりしますが、それぞれ要望のある横浜とか、木更津ですとかいった小学校に出向いて行って、こういった面の周知活動を行ったりはしてございます。

○松崎委員 石川県までは無理ですね。

○長塩放送政策課長 また、全国でも企画展示とか、イベント等も行っております。

○松崎委員 何か郵便で借り出すことができれば。例えば消費者センターとか、

金融庁とかだと、授業に使えるようなCDの形で金融の話とか、オレオレ詐欺の手口とか、悪質詐欺商法とかいうCDを貸してもらえます。NHKの番組も学生たちに見せたいのですが、CD化して貸し出すということはできないのかといつも思っているのですけれども。

○長塩放送政策課長 いろいろな制約もございますが、今のようなご趣旨について、先方にもお伝えしたいと思えます。

○松崎委員 よろしくお願ひします。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、特に反対意見もないようですので、この諮問第32号につきまして、諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続の上、事務局から総務大臣宛て提出してください。

以上で、情報流通行政局関係の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

○前田会長 それでは、審議を再開いたしますけれども、付議されている異議申立てに関する審議に入る前に、今審議しました日本放送協会の公益財団法人放送番組センターに対する出捐の認可について、諮問を要するかどうかという件です。現在、諮問を要しない軽微な事項にあたるのは、前年度計画と同一の場合と書かれており、したがって、今回はこの出捐について審議会にかかったということになっています。毎年毎年同じように放送番組センターに対して出捐を事実上してきて、その額が同一かどうかという厳密な話をあまりしてもし

ようがないので、本来の趣旨に立ち返って考えなおすべきではないかと思えます。そもそも放送番組センターに出捐をするということは、受信料の中からその予算を提供するということになるので、それが適切かどうかという使い道の観点からチェックをするということが本来の趣旨なのではないかと思うわけです。すなわち、出捐額が前年度と同じケースだけではなくて、同じかそれ以下になる場合には、毎年同じようなチェックをしなくても良いのではないかと思います。

したがって、今後、前年度計画から出捐の目的や対象事業に何の変更もなく、かつ出捐額が増えなければ、諮問を要しない軽微な事項ということにしているのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。もしそれが軽微な事項の中に入れられるとすれば、今回はたまたま審議会にかかりましたけれども、来年度はかける必要はないということになります。いかがでしょうか。

○吉田代理 個人的には大変結構だと思います。特に使用目的とかが変わらない範囲であれば、かつ費用が前年度以下であれば、何ら問題ないのではないかと思います。

○村田委員 それは諮問事項にはならなくて、報告をされるという感じなのですか。それも不要という感じ？

○前田会長 報告もないと思います。

○村田委員 報告もない。分かりました。

○前田会長 手続をできるだけ簡素化するという観点で。

○村田委員 それは賛成。

○前田会長 現在も、去年と同一であれば、軽微な事項として諮問しなくていいということになっているのですけれども、同じだけではなくて、減っていく分には、特に厳しいチェックは要しないのではないかと思いますけれども。

○松崎委員 予算の中にもう先にとられている？

○前田会長 NHKの予算としてはそうですね。

○松崎委員 「ある」ということは予算で分かるということですね。

○村田委員 なるほど。

○前田会長 もしご異議がないようでしたら、次回の審議会の中で、諮問を要しない軽微な事項についてということで、その議決を行うこととしたいと思えます。事務局のほうで準備をお願いいたします。

○渡邊幹事 はい、かしこまりました。

付議されている異議申立てに関する審議

○前田会長 それでは、付議されている異議申立てに関する審議を始めます。

Wireless City Planning株式会社からの異議申立て事案について、吉田会長代理及び村田委員に起草委員をお願いしておりますけれども、本日は、現在検討されている方向性、考え方について村田委員からまとめて説明いただけると伺っていますので、村田委員から説明をお願いいたします。

○村田委員 はい。本日はまだ決定案の案文をお示しして、委員の先生方に検討をお願いする段階に至っていませんので、私のほうで検討の状況、方向性について説明をさせていただきます。

まず、現在考えている決定案文の主文につきましては、WCP社の異議申立てをいずれも棄却するという結論で、これは意見書の結論と同様、そう考えています。

本件については、BWAの高度化のための特定基地局開設計画の認定申請で、既存の事業者であるUQ社とWCP社の2社が申請して、平成25年7月29日に総務大臣が行った、UQ社開設計画を認定する旨の処分、WCP社開設計画の認定を拒否する旨の処分に対して、WCP社がその2つの処分を取り消す

決定を求めているものです。結論は先ほどのとおり、この2つの処分に対する異議申立てをともに棄却をする。実態としては、大臣処分のとおりとすると考えているということでございます。

今考えております大きな主文に至る理由について、ほぼ意見書の考え方で私はいいと思っているのですけれども、まず大きなところで、現在検討しているところについてご説明をしたいと思います。

まず、そもそも論として、開設計画の申請に対する審査の考え方として、第1には、当然のことですけれども、審査の基準については、開設指針として告示したり、指針を補完するマニュアルを公表しています。その中で開設計画に記載すべき事項や開設計画の審査基準を明確にあらかじめ示しています。したがって、大原則はそれら公表した審査基準の文言の範囲内で、その審査基準を適用して判断する、そうしなければならないということです。その方向で考えています。

2つ目は、WCP社からの異議申立てでは、WCP社が開設計画を提出した段階では記載していなかった、あるいは明確には記載していなかった、または、その文言は一応あるのだけれども、その先の効果だとか、それによって何をしたいのかの詳細は記載していなかったことについて、当業者にとっては常識である、当たり前だから書かなかったことは、審査においても当然の前提として審査すべき対象になるのではないかというご主張があります。これについては、大きな方向性として考えているのは、当業者とは誰なのか、何が常識なのか、さらには計画に書いていないことが、それは常識であるから書いてある項目と同じに判断してもいいのかというようなことを検討しました結果、やはり開設計画に書いていない、開設計画から読み取れない事項というのは判断できない、しないと言わざるを得ないのではないかという結論を考えています。そうでなければ、その中で書いていないけれども、常識だから判断しようという、や

はりもう一つの申請者であるUQ社のほうからも、いや、それならばこちらも書いてないけれども、このことを再度審査してもらいたいというようなことになって、結果としては、開設計画と審査基準で考えるのだという大原則から大きく外れて、かえって開設計画に書いていないことによって判断が分かれるという不公平なことになりかねないので、ここは公表されている指針やマニュアルに従い、提出された開設計画に記載されている事項の範囲で判断しなければならないというふうに考えます。

3つ目は、今回、指針ですとかマニュアルで示された競願者がいた場合、2者以上が申請してきた場合、どのように考えるかという競願時の審査基準について、かなり詳細に定めてあるのですけれども、3つ目はこの基準の適用、適用の結果、どちらの計画が優位であるかという判断において、審査基準の見方として2つあるというふうに考えております。

これは意見書の考え方と全く同一ですけれども、1つは、数値の大小で審査をするもの、競願時第2審査基準の基準A、E、Fがそれに当たるものですが、数値の大小で審査をするものは、あらかじめその数値を比較するための計算式があれば、それを明確に示さなくてははいけないし、ここまでの数値は差異を設けるけれども、この程度の数値の差異だったら同等に扱うという基準をあらかじめ明確にし、かつ、明確にした基準に従って判断しなければならない、そういう基準であると、これを大前提に判断いたします。

もう一つは、競願時第2審査基準の中のB、C、D、Gがそれに当たるものですが、ここは指針でもマニュアルでも計画がより充実していること、計画の充実度を判断するので、数値の比較で決まるものではないという基準があります。充実度とは何ぞやというのは、一言では大変言いにくい問題ではありますが、そこは文言の合理的な解釈として、計画のまずは全体の体系化だとかそれぞれのところの具体性、明確性、計画としての全体の完成度、個々

の完成度、全体の成熟度、個々の成熟度の総合判断であろうかというふうに考えております。その総合判断というところから見て、今回のBWAの高度化で、屋内エリア化の対応、高速化技術の導入、その他技術の導入というところ、これは競願時第2審査基準の基準B、Gでございますけれども、充実度の見方の中で、この基準B、Gをどういうふうに判断していくのかと。ここが異議申立ての中心のところでございます。

今のところは、異議申立人の言っている細かい一つ一つに対しての明確な結論は出していませんけれども、全体を見た範囲では、この基準の数値を見るのか充実度を見るのかというものの考えで見たときに、この基準B、Gについて大臣が出した結論、それから、その結論に至る大臣の検討について不当であるというようなものは見当たらないというふうに考えています。

この基準B、Gのところでは異議申立ては細かい具体的なことを言っていますが、総論としては充実度で見るということで、次の問題として、各論としての主張の一つ一つについて、本当に一つ一つに対応した理由が書けているのかというところですが、今回その決定案の案文をまだ出せておりませんので、個々の私の考え方とか意見書の考え方とか、そのため結論としてこうしたいというところについては、次回の審議会にはその決定案の案文を出して、その部分について皆様方のご意見なり疑問なりをお受けしたいと。本日のところは、先ほど申し上げた大きく3つの考え方からいって、今回の大臣の処分については不当であるという異議申立人の異議申立てについては、こちらの判断としては不当という判断はできないと。そのために、2つの処分に対するWCP社の異議申立ては、いずれも棄却をする結論になるのだらうと、そういうふうに考えております。

本日ご報告できる方向性だとかはそういったところでございますので、今日のところはその方向性について、この点はどうかであろうというような疑問です

とか、この点はこうしたほうがいいのではないかというご意見があれば頂戴したいと考えております。

以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。ただいまの村田委員の報告について、何かご質問等ありますでしょうか。

全体の流れについては大変整理されていてよろしいのではないかと思います。幾つか。1つは、主な論点として、計画に記載がなかったことが争点の中に入り込んでいるという話がありましたので、計画に記載がないことは、少なくともこの審議の中では考慮に入れないという方向だということですね。

○村田委員 はい。

○前田会長 それから、当業者にとって常識ということがあって、これも先ほどの計画に書かれていないということとほぼ同じなのかもしれませんが、その常識について、何らかの争点になっていることについても、同じように書かれていないことについては、何が常識かということが極めて曖昧だということもあって、そうしたことも考慮に入れないということでもよろしいですね。

○村田委員 はい。

○前田会長 それから、今日は個別の具体的な計画のよしあしというか充実度については、特に今ご意見は出ていませんでしたけれども、これについては決定案の中に争点ごとに書き込まれるということでもよろしいですね。

○村田委員 はい。その準備をしている段階でございます。

○前田会長 ほかにいかがでしょうか。

○吉田代理 競願時第2審査基準のA、E、Fは数値的な比較が主眼になっているかと思いますが、B、C、D、Gにつきましても、審査基準が具体的な計画がより充実していることということで、項目ごとに計画の具体性、さらには充実度を見ていくものだと思います。ただ、「より充実している」という言葉を

よく考えてみますと、少しは数値的なことが絡んでこざるを得ないのかなと思っただけですが、審査基準の文言に鑑みますと、数値にこだわるよりは、むしろ計画の具体性、計画の充実性に主眼を置いて見るという、あくまでも数値は参考という形がやっぱりふさわしいのかなと、なかなか難しいですけれども、そのように感じております。

○村田委員 そのこのところで、数値で判断しますという基準は非常に分かりやすいですけれども、充実度で判断しますというところで、判断材料として意味のある数値と意味のない数値と、もうちょっときちんと分けられたら分けていったほうがいいのかなど。それは、やはり充実度の判断のときに具体性があるかないかというのがまずは大事なポイントになろうかと思いますが、その数値を示すことで具体性があると言えるもの、数値を示していないから具体性がないと言えるもの、このところでは、数値が絶対的な基準になって決まるわけではないけれども、やはり具体性があるかないかでは、数値があるほうが具体性があるという意味では、そこは数値も充実度の中で判断をするものなのだろうと。

ただ、具体性はあるけれども、その先さらに何かの数値を示すことで、より充実をしているかどうかということが言えるかどうかのところでは、その数値だけでは判断しないというようなところを少し切り分けながら、決定案の案では書きたいというふうに考えています。

○前田会長 村田委員がおっしゃられたように、審査基準に2種類あって、数値で明確に審査基準が示されているものについては、これはもう議論の余地がないと。わざわざ数値を審査基準とせずに、具体的な計画がより充実していることというふうに、そもそも審査基準及び、さらにそのマニュアルである程度詳細に書いてあるということは、少なくとも第一の判断基準は数値ではないということを明示しているわけですので、具体的な計画がまずは書かれているか

どうかということで、書かれているほうが、より具体的であると。

それから、同じように具体的に書かれていたとしても、それをさらに証明するというか、計画を審査する側にとって明らかに証拠となるその他の資料が充実しているということも充実の一つの判断材料になると思うので、そういうことでいうと、そこでは数字はあくまでも具体性があるかどうかぐらいの判断で、充実しているかどうかというのは、その他の諸資料等々でその具体性を補完しているかどうかということが判断基準になるのではないかと思います。

○松崎委員 1つ確認をさせていただきたいのですが、数値もそうなのですが、開設計画の実現性については、申請書だけでは判断できないということになりますか。

○村田委員 例えば何年までに何をやります、何年までにはこんな設備をどこにどれだけ備えます、同じように、平成30年にAの技術を入れます、こちらの申請者も平成30年にAの技術を入れますと。それを、こちらは実現可能だろうけれども、こちらは実現不可能だという判断を書かれざる事項で判断することはできないだろうと思うので、それは、書いてある説明や根拠に従い審査をしていくし、また、書かれざる事情については判断できないという立場だと、そうなるのだろうなというふうに考えています。

○松崎委員 あとは今の問題点を克服するために、こういう計画があるということが書かれていれば、それは評価の対象になるということになりますか。

○村田委員 そうですね。そもそも一方の申請には、今の移動通信にはこういう具体的な問題があるから、これを解決するためにこういうことをやりたいと書いてあって、もう一方には、そこを問題としているかどうかの認識は書いていなければ分かりません。だから、こういう対策をとりたいというものが書いていないほうよりも、書いてある計画のほうが、やはり計画の充実度というところでは評価の対象になろうかというふうに考えています。

○前田会長 先ほどの計画の実現性については、そもそも計画を認定した後に認定された計画どおりに実現していないとすれば、それは定期的に報告があり、認定の取消しという形もあり得るので、計画は当然、真摯にそのとおり実行していただくということが前提だと思います。

それでは、詳細については、決定案の案をお示しいただいた段階でまた議論をさせていただくことになるわけですが、もしほかになれば、大筋は今日皆さんからご意見をいただいたとおりのことで進めていただいて、詳細について、吉田会長代理と村田委員におかれまして引き続き決定案の案の作成をお願いして、次回以降、それについてまたこの場で審議をさせていただきたいと思います。

○村田委員 よろしく願いいたします。

○前田会長 ご苦勞かけますが、よろしく願いいたします。

閉 会

○前田会長 それでは、本日はこれにて終了といたします。次回の開催は平成27年12月16日水曜日13時00分から予定しておりますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。